

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

詳細 [こども支援課](#) ☎(32)6416

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり6万円の特別給付金を支給します(国5万円+道1万円)。

対象者 ●低所得のひとり親世帯で次のいずれかに該当する方①令和4年4月分児童扶養手当受給者②公的年金等受給(障害年金や遺族年金)により、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されない③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、稼働収入が児童扶養手当対象水準まで下がった

●低所得のふたり親世帯で次のいずれかに該当する方④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑤令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児は20歳未満)の子の養育者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑥新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、稼働収入が非課税水準まで下がった

※どちらか一方の給付金しか受け取れません

※⑤、⑥は令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象です

※対象児童の年齢要件は平成16年4月2日(障がい児は平成14年4月2日)から令和5年2月28日生まれです

支給日 ①、④=支給済み

②、③、⑤、⑥=こども支援課で配布の申請書を受理後随時支給



▲詳細はこちら

申し込み・詳細 令和5年2月28日(火)までに直接または郵送(必着)で [こども支援課](#)

貨物自動車運送事業者 燃料価格高騰対策支援金

詳細 [緊急経済対策給付金室\(工業・雇用振興課\)](#) ☎(32)6445

燃料価格の急激な高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者に対し、事業に使用する貨物自動車の台数に応じ、支援金を交付します。

対象者 市内に営業所を有する法人または個人事業者で、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営む事業者

支援内容 ●最大積載量3トン以上または車両総重量5トン以上=1台当たり4万5,000円

●それ以外の車両=1台当たり2万円 ※1事業者当たり上限200万円



▲詳細はこちら

申請方法 11月30日(水)までに申請書兼誓約書、貨物自動車運送事業許可証の写し、車検証の写し、本人確認書類(個人のみ)を原則郵送(消印有効)で [緊急経済対策給付金室\(工業・雇用振興課\)](#)

事業継続支援事業2022

詳細 [緊急経済対策給付金室\(商業振興課\)](#) ☎(32)6445

コロナ禍により、売り上げまたは利益が大幅に減少した事業者に対し、事業を継続するための緊急的な支援を実施します。

対象者 市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者

詳細はこちら▶



対象要件 令和4年4~9月の期間のうち、次のいずれかに該当する事業者●対象期間のうちのひと月の売り上げが、コロナ禍前からの3年間(令和元~3年)のいずれか1年との同月比で30%以上減少した月がある●対象期間のうちのひと月の仕入れ額または経費が、コロナ禍前からの3年間のいずれか1年の同月を超え、かつ利益(売り上げ-仕入れ額または経費)が10%以上減少している

支援内容 1事業者当たり10万円を給付

申請方法 11月30日(水)までに原則郵送(消印有効)で [緊急経済対策給付金室\(商業振興課\)](#)